平成２３年（フ）第７９９５号
大阪府八尾市南久宝寺２丁目44番地の９
債務者　前田　良二
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４８号
大阪市平野区喜連４丁目８番２―305号
債務者　髙山こと　高　　秀雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２９号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番２―807号
債務者　中村　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８５号
大阪市生野区舎利寺１丁目９番９号　サンフォレスト801
債務者　藤本　　巧
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９４号
大阪府豊中市上新田４丁目18番２―213号
債務者　水谷　　肇
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１５号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番50―403号
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１６号
大阪府八尾市東山本新町４丁目４番19号
債務者　西田千賀子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２３号
大阪市北区池田町15番５号　コート天六203号室
債務者　山下　栄己
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６２号
大阪市淀川区木川西１丁目13番15―706号
債務者　牟田　夏美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７３号
大阪府東大阪市南四条町５番10号　ドムール南四条202、前住所大阪府東大阪市南荘町13番９号
債務者　松下　竜二
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０６号
大阪府寝屋川市下木田町16番18―1004号、住民票上の前住所大阪府守口市佐太中町７丁目２番26号
債務者　小林　正俊
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２４号
大阪府豊中市南桜塚４丁目12番35―208号
債務者　瓜田千穂子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２９号
大阪市中央区南船場１丁目４番28―601号、前住所大阪府堺市南区美木多上92番地２
債務者　川島　謙一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２４号
大阪市西成区北開２丁目３番４号、事業所所在地大阪市西成区北開２丁目３番４号
債務者　イヌヰ機工こと　乾　二美男
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２４号
大阪市旭区新森３丁目９番14号　寿マンション303号
債務者　橋本こと　嶋村　一雄（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０８８号
大阪府高槻市川添２丁目１番20号コスモ川添406号
債務者　菰田由美子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４２号
大阪府寝屋川市木田元宮１丁目４番11号
債務者　坂本　宏幸
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部